

令和 6 年第 3 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 6 年 9 月 30 日提出 追加議案第 1 号、追加報告第 1 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	財産の取得の追認について	P 3
2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、契約 1 件及び報告 1 件であります。

追加議案第 1 号は、財産の取得の追認についてであります。

本案は、小学校教師用指導書一式 1,647 冊を 3,275 万 7,370 円で取得したことについて、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定による、議会の議決を経ずに行われた財産の取得にあたることから、その追認を求めるものであります。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 55 号）（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日